

## 令和8年度 岡山県私立高校生等教育給付金のお知らせ

## 1 私立高校生等教育給付金とは

岡山県では、私立高校生等の授業料以外の教育費負担を軽減するため、中低所得世帯を対象に、返済の必要のない「教育給付金（奨学のための給付金）」を支給します。

## 2 対象となる世帯

基準日（原則は令和8年7月1日）現在で、以下の要件を全て満たしている世帯が対象です。

また、④に該当しない世帯のうち、家計急変により、経済的な理由から④に相当すると認められる世帯についても対象です（生活保護（生業扶助）受給世帯を除く。）。詳しくは、「5家計急変世帯への支援」をご参照ください。

- |   |
|---|
| ①生徒が私立高等学校等に在学していること  |
| ②保護者等が岡山県内に住所を有していること   |
| ③生徒が高等学校等就学支援金又は学び直し支援金の受給資格者であること  |
| ④「生活保護（生業扶助）受給世帯」、「住民税非課税世帯（※）」、「年収270～380万円相当の世帯（※）」又は「年収380～490万円相当の世帯（※）」であること |

※ 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額

- ・住民税非課税世帯：0円
- ・年収270～380万円相当の世帯：105,500円未満
- ・年収380～490万円相当の世帯：182,500円未満

## 3 給付額

【新制度】（※1）

区分	全日制・定時制	通信制
生活保護（生業扶助）受給世帯	52,600円	52,600円
住民税非課税世帯	152,000円	52,100円
年収270～380万円相当の世帯	50,670円	17,370円
年収380～490万円相当の世帯	38,000円	13,030円

【旧制度】（※2）

区分	全日制・定時制	通信制
生活保護（生業扶助）受給世帯	52,600円	52,600円
住民税非課税世帯	152,000円	52,100円

※1 新制度対象者は、日本国内に住所を有する者のうち、以下①～⑦のいずれかに該当する者。

- ①日本国籍を有する者、②特別永住者、③永住者、④日本人の配偶者等、⑤永住者の配偶者等、⑥定住者のうち将来永住する意思があると認められた者、⑦家族滞在のうち日本の小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

※2 上記①～⑦のいずれにも該当しない者は、旧制度を適用。

#### 4 申請方法

※家計急変世帯の申請方法は、「5家計急変世帯への支援」をご参照ください。

	県内の私立高等学校等に在学	県外の私立高等学校等に在学
提出期限	学校の指定する日	第1次：令和8年9月25日（金）＜消印有効＞ 最 終：令和8年11月27日（金）＜消印有効＞
給付時期	学校が定める時期	第1次：11月末（予定） 最 終：申請書受理日の2か月後の月末（予定） ※口座に振り込み ※提出書類に不備がある場合は、給付時期が遅れる可能性あり
提出書類	【全員】 「高校生等教育給付金受給申請書」	
	【県内の私立高等学校等に在学のみ】 「高等学校等就学支援金等の支給決定通知の写し」	【県外の私立高等学校等に在学のみ】 (次のいずれか1つ) 「住民票の写し」 ・生徒本人のもの ・ <u>個人番号の記載がないもの</u> ・日本国籍： <u>本籍の記載があるもの</u> 日本国籍以外：国籍・在留資格・在留期間等の記載があるもの 「特別永住者証明書の写し」 「在留カードの写し」 ※在留資格が家族滞在で、日本の小学校及び中学校を卒業した者であつて、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者の場合は、「小学校及び中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書」の提出も必要
	【全員】(次のいずれか1つ) 「生業扶助受給証明書」 ・生徒本人のもの ・令和8年7月1日時点で生業扶助受給の対象であることが確認できるもの 「令和8年度課税証明書または非課税証明書」 ・保護者等全員のもの	
	【県内の私立高等学校等に在学のみ】 「委任状」	【県外の私立高等学校等に在学のみ】 「在学証明書」 ・令和8年7月1日時点で在学していることが確認できるもの※学校に発行を依頼してください。 【県外の私立高等学校等に在学のみ】 「口座振替申出書」 「口座通帳のコピー等」 ・金融機関名・口座名義・口座番号等が分かるもの ・申請した保護者名義のものに限る

申請書の 入手方法	学校	<p>【方法1】岡山県ホームページからダウンロード  <a href="http://www.pref.okayama.jp/page/394294.html">http://www.pref.okayama.jp/page/394294.html</a>  (総務部→総務学事課→私立学校→私立高校生等教育給付金について)</p> <p>【方法2】返信用封筒を下記問い合わせ先へ郵送</p> <p>※返信用封筒(定形外郵便の封筒(34cm以内×25cm以内))には、  180円切手を貼付し、申請書の送付先を記入するとともに、教育給  付金申請書類を郵送してほしい旨を記載したメモを入れてください。</p>
提出先・ 問い合わせ 先	学校	<p>岡山県 総務部 総務学事課 学事班(本庁4階)  〒700-8570  岡山県岡山市北区内山下2-4-6  電話 086-226-7198  FAX 086-234-7433  ※郵送(書留等追跡可能な方法に限る)または持参</p>

## 5 家計急変世帯への支援

### (1) 対象となる世帯

「2対象となる世帯」の④に該当しない世帯のうち、家計急変により、経済的な理由から④に相当すると認められる世帯が対象です（生活保護（生業扶助）受給世帯を除く。）。

### (2) 給付額

- ・ 7月1日までに家計が急変し、通常給付の提出期限（第1次）までに申請のあった者への給付額は、「3給付額」のとおりです。
- ・ 7月2日以降に家計が急変し、申請のあった者への給付額は、「3給付額」について、申請のあった翌月以降の月数に応じて算定します。なお、7月1日現在の状況により通常給付を受けた者が、7月2日以降に家計が急変し、より高い給付額の世帯となった場合は、差額を追加で給付します。

### (3) 申請方法

- ・ 申請理由等により添付書類が異なりますので、詳細については、お問い合わせください。

	県内の私立高等学校等に在学	県外の私立高等学校等に在学
提出期限	学校の指定する日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家計急変事由発生日が令和8年7月1日以前 → <b>令和8年9月25日（金）&lt;消印有効&gt;</b></li> <li>・ 家計急変事由発生日が令和8年7月2日以降 → 随時受付（申請日により給付額が異なります。速やかに提出してください。）</li> </ul> <b>最終：令和8年12月18日（金）&lt;消印有効&gt;</b>
提出書類	<b>【全員】</b> 「高校生等教育給付金受給申請書」 ・ 家計急変用の申請書を使用	
	<b>【県内の私立高等学校等に在学のみ】</b> 「高等学校等就学支援金等の支給決定通知の写し」	<b>【県外の私立高等学校等に在学のみ】</b> （次のいずれか1つ） 「住民票の写し」 ・ 生徒本人のもの ・ <u>個人番号の記載がないもの</u> ・ 日本国籍： <u>本籍の記載があるもの</u> 日本国籍以外：国籍・在留資格・在留期間等の記載があるもの 「特別永住者証明書の写し」 「在留カードの写し」 ※在留資格が家族滞在で、日本の小学校及び中学校を卒業した者であつて、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者の場合は、「小学校及び中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書」の提出も必要
		<b>【県外の私立高等学校等に在学のみ】</b> 「在学証明書」 ・ 家計急変事由発生日が令和8年7月1日以前 → 令和8年7月1日時点

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・家計急変事由発生日が令和8年7月2日以降 →翌月の1日時点（発生日が1日の場合はその月の1日時点）</li> </ul>
	<p><b>【全員】</b></p> <p>「状況説明書」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家計急変に至った内容を、時系列で具体的に記載</li> </ul>	
	<p><b>【全員】</b></p> <p>「保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通知書、破産宣告通知書、廃業等届出等</li> </ul>	
	<p><b>【全員】</b></p> <p>「家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家計急変前：令和8年度課税証明書等 ※保護者等全員のもの ※市町村民税における扶養親族の記載が省略されていないもの</li> <li>・家計急変後：会社作成の給与見込、直近の給与明細（3か月分）、税理士又は公認会計士の作成した証明書類等</li> </ul>	
申請書の入手方法	学校	<p><b>【方法1】</b> 岡山県ホームページからダウンロード <a href="http://www.pref.okayama.jp/page/394294.html">http://www.pref.okayama.jp/page/394294.html</a> (総務部→総務学事課→私立学校→私立高校生等教育給付金について)</p> <p><b>【方法2】</b> 返信用封筒を下記問い合わせ先へ郵送</p> <p>※返信用封筒（定形外郵便の封筒（34cm以内×25cm以内））には、180円切手を貼付し、申請書の送付先を記入するとともに、教育給付金申請書類を郵送してほしい旨を記載したメモを入れてください。</p>
提出先・問い合わせ先	学校	<p>岡山県 総務部 総務学事課 学事班（本庁4階） 〒700-8570 岡山県岡山市北区内山下2-4-6 電話 086-226-7198 FAX 086-234-7433 ※郵送（書留等追跡可能な方法に限る）または持参</p>

※家計急変世帯への支援は、県内・県外どちらも、申請者（保護者）の口座に振り込みです。

## 6 災害等による加算支給

着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要である場合は、加算支給の対象となります（※生活保護（生業扶助）受給世帯を除く。）。

支給額や提出書類等については、お問い合わせください。